

日本工業標準調査会 第14回適合性評価部会

1. 日時：平成17年7月1日（金） 14：00～15：30
2. 場所：経済産業省別館1028会議室
3. 出席者：正田部会長 東京理科大学理工学部電気工学科教授
井須委員 （財）日本適合性認定協会専務理事
今井委員 （独）産業技術総合研究所顧問
大隅委員 （財）日本品質保証機構 専務理事
鬼丸委員 日本電気（株）政策調査部技術標準担当部長
小野委員 （独）産業技術総合研究所研究コーディネーター（標準担当）
合田委員 （財）日本ガス機器検査協会理事長
近藤委員 （社）日本電機工業会技術部長
佐野委員 主婦連合会事務局長
鈴木委員 （株）西友ロフトリノベーション品質管理グループ 衣料品
住本委員 （独）製品評価技術基盤機構 認定センター技術顧問
瀬田委員 （独）製品評価技術基盤機構 認定センター所長
武田委員 （財）データベース振興センター専務理事
鳥居委員 （社）日本化学工業協会 常務理事・標準化センター担当
西谷委員 日本検査キューエイ（株）代表取締役社長
西田委員 （社）日本土木工業協会 常勤顧問
原 委員 埼玉大学非常勤講師
前原委員 （社）日本鉄鋼連盟標準化センター顧問
箭内委員 （財）医療機器センター専務理事
矢萩委員 （財）日本船舶技術研究協会常務理事
吉澤委員 帝京大学経済学部環境ビジネス学科教授
若井委員 （財）日本規格協会理事

4. 議題

- (1) 前回議事録について（審議）
- (2) 工業標準の廃止について（審議）
JIS Q0022 供給者による適合の宣言に関する一般基準
- (3) 平成17年度工業標準審議計画の追加について（審議）
- (4) 適合性評価制度専門委員会報告書について（報告）
- (5) 適合性評価制度専門委員会の廃止について（審議）
- (6) ISO/CASCO、IEC/CABの動向について（報告）
- (7) その他

5. 資料

- 1 適合性評価部会委員名簿
- 2 第13回適合性評価部会議事録
- 3 工業標準の廃止に関する説明資料
JIS Q0022 供給者による適合の宣言に関する一般基準
- 4 平成17年度工業標準審議計画（第14回適合性評価部会追加）
- 5 適合性評価制度専門委員会報告書について
- 6 適合性評価制度専門委員会の廃止について
- 7 適合性評価に係るISO/IECの動向について
7 - 1 ISO/CASCO

6 . 議事概要

(1)議題 1 . 前回議事録について

事務局より資料 2 にて確定している旨を説明した。

(2)議題 2 . 工業標準の廃止について (審議)

事務局より資料 3 (JIS Q0022 供給者による適合の宣言に関する一般基準の廃止) に基づき説明し廃止が了承された。

(3)議題 3 . 平成 1 7 年度工業標準審議計画の追加について (審議)

事務局より資料 4 に基づき説明し、審議計画の追加が了承された。

(4)議題 4 . 適合性評価制度専門委員会報告書について (報告)

事務局より資料 5 に基づき報告された。主なやりとりは以下のとおり。

(今井委員) この報告書の作成にあたり、認定機関・認証機関等の関係者から意見を聞き取り纏めている。第三者適合性評価の対象分野が速いスピードで広まっていく中で、認定機関が何をすべきか焦点をしばって議論。この報告書を元にして、今年度中に何をやるか考えていくべきである。

(若井委員) 報告書の中で、認定機関協議会における 7 つの取り組みが紹介されているが、アクションプランを作り、順次取り組むべき。特に「認定の同等性を確保するための認定審査員為の共通研修」及び「認定結果の相互受け入れや合同審査の実施に関する検討」については重要である。先例である D A R と密接な協力をとり、業務手順書を入手できるくらいの取り組みが必要。

また、認定機関協議会の 7 つの取り組み状況は、2 ~ 3 年以内に出版物にまとめ国内および東南アジア圏への普及広報活動に勝つようすることが大切。それは国際貢献にもなる。

更に、認定機関協議会の設立にあたって、認定機関の参加資格・要件については、本協議会を認定機関が切磋琢磨し共同作業を行う場とすべき観点からも、あまりきつくせずに幅広い参加を促すことが必要。

(合田委員) 日本ガス機器検査協会では、ガス機器等の製品認証やマネジメントシステムの認証を主たる業務とし、製品認証、マネジメントシステムの認証に加えて、試験所業務、校正業務についても内外の認定機関から認定を受け、認定制度のあり方は、当協会の業務運営にとって極めて重要な意味を持っている。

他方、認証業務に関連した近年の顕著な現象としては、日本を代表する有力企業が自己検査データを捏造したり、独禁法、廃棄物処理・清掃法、食品衛生法、建設業法、証券取引法、道路運送車両法などの、消費者の生活に関連の深い法律に違反するという、コンプライアンスに関する不祥事が相次いで発生している。

これを消費者サイドから見た場合、製品の安全性に関する情報や企業マネジメントの信頼性に関する情報の多くは、消費者自らが直接入手することが困難であるか、コストがかかる状況にあるため、このような「所謂情報の非対称性を補完する必要性」が指摘されている。

このような状況の中で、認定制度のあり方については、「私ども認証機関が担っている『情報の非対称性の補完』という役割が、正しく機能しているか否か」について、認定機関が適切なチェックをすることが必要であり、そして、そのことが「トータル

としての、第三者適合性評価制度の信頼性を「高めるものと考えている。

また、一方で公益法人改革の動きがあり、「認定機関の公益性や認証機関の公益性」に関して厳しい議論が行われておりますが、私は「認定機関を判断するに当たり」、このような「情報の非対称性の補完という機能」が重視されるべきものとする。

その意味において、本日の報告書の6～8ページにおいて指摘されている「我が国の認定制度の課題」即ち、認定機関が「認定の信頼性の確保、認定の価値の向上」などの課題を解決するため、9ページにかかっている取り組みを進めることにより、「認定機関が果たすべき責任と役割、あるいは認定機関の公益性に対する認識」が明確となりまして、「適合性評価制度全体に対する消費者の理解と信頼」が更に高まるものとする。

(事務局) 認定機関協議会の活動内容などを含めた詳細な検討については、これから進めるところ。認定機関の幅広い参加については、他省庁に働きかけを行っているところ。特に、認定審査員の合同研修を先日行ったところだが、他省庁の関係者も参加しており、このような実績を足がかりとして進めていきたい。

なお、DARには今年調査しているが、引き続き必要な情報を入手するなどして進めていきたい。

(今井委員) 省庁間の適合性評価制度についての共通認識が進むことにより、国内での合理的な認証システムの構築に繋がるとよいのではないかと。

また、計量標準と適合性評価の関係では、BIPMとILACにおいて合同の委員会を年1回のペースで行っており、今年3月にはワークショップを開催し、審査員の問題や技術能力の問題について話し合っている。また、APMPとAPLACではお互いに情報を共有することを目指して連携を密にしている。ヨーロッパの域内では、なかなか密接にはいかないものの、アジアではできるはずである。この報告書を元に国際性も含めて取り組んでいくことは、方向性としては間違っていないと思う。

(5)議題5．適合性評価制度専門委員会の廃止について（審議）

事務局より資料6に基づき説明し本委員会の廃止が了承された。

(6)議題6．ISO/CASCO、IEC/CABの動向について（報告）

住本委員よりISO/CASCO、鬼丸委員よりIEC/CABの動向について資料7-1及び7-2に基づき説明。主なやりとりは以下のとおり。

<ISO/CASCOについて>

(若井委員) 不適切なISO9001認証への対応として、CASCO事務局が対応するとは何か？

(住本委員) クレームを受けたときの対応であるが、特にIAFに加盟していない認定機関による認証へのクレーム対応である。最終ユーザへの正しい理解を促すのが重要。

(武田委員) 製品にマークをつけさせないことは、認定機関がやるべきことではないか。

(住本委員) IAFに加盟していないところをどうするかというのが課題。

(武田委員) ISO9001認証は自己宣言不可としても良いと考えるのか。

(住本委員) 個人的には、ISO9001について自己適合宣言は可能であると考え。要するに、ISO9001認証の自己適合宣言は信頼性が得られるか、ということではないか。

(井須委員) 製品認証については、市場のチェックが可能であるが、ISO9001の規格適合性については、外部の者がその適合性を証明するのが難しいことから、第三者認証によってその証明をクリアにできる。

(事務局) 最近制定した、ISO/IEC 17050はマネジメントを含めて自己適合をやるための規格である。この規格では、自己適合宣言の信頼性を向上させるために、支援文書というエビデンスの裏付けが推奨されており、ユーザからの要求に応じてそれを開示することが要求事項とされている。

<IEC/CAB>

(住本委員) IEC/CAB が有する現行スキームでは、IECEEやIECQの仕組みがあるが、RoHS 指令の対象となる有害物質への対応について、有害物質は機器の中に含まれているため、マネジメントシステムが大切。

(武田委員) RoHS 指令の適合性評価のスキームはどのようになるのか。

(鬼丸委員) 現段階では不明である。

(鳥居委員) 台湾では、RoHS 指令への対応を今年中にやると聞いている。

(事務局) 経済産業省の中では、産業所管部局と環境ユニットが連携をして対応している。

(前原委員) 10年ほどまえ、EUのCEマーク制度が始まった。EU directives に沿った harmonized standards や、notified bodies と呼ばれる認証機関などが義務づけられた。産業界は、その対応に多大の労力を費やした経緯がある。今回の RoHS 指令は同様のマグニチュードの影響を及ぼすものではないか？我が国産業界の対応状況はどうか？例えば watch すべき規格はIEC規格ではなくEN規格ではないか？

(事務局) RoHS 指令の整合化規格として、EN規格はまだ制定されていないのか。

(部会長) EMC 指令の時は、整合化規格はIECで決められたものが基となったと記憶している。

(7)議題7. その他

次回会合は委員長と相談の上、別途連絡することとなった。

- 以上 -